四　法第四条第二項第二号に掲げる普通肥料のうち造粒（水のみを用いる造粒を除く。）その他の農林水産大臣が定める方法により加工された普通肥料（以下この号において「指定化成肥料」という。）において保証する主成分の保証成分量の数値は、原料として使用した普通肥料のうち当該主成分を保証したものごとに当該主成分の保証成分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値の百分の八十以上（合算した値が五未満の値の場合には百分の五十以上）で、かつ、当該指定化成肥料の生産業者が当該指定化成肥料のロットごとに確認した当該指定化成肥料の主成分の含有量を超えない範囲内で定めるものとする。

五　第一号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる主成分についてその保証成分量の数値がそれぞれ同表の中欄（家庭園芸用肥料にあつては、下欄）に掲げる量に満たない場合には、当該主成分を保証してはならない。

主成分	百分比		
窒素、りん酸、加里	一	○・一	
有効苦土	一	○・○一	
アルカリ分、有効けい酸	五	五	
有効マンガン	○・一	○・○○一	
有効ほう素	○・○五	○・○○一	

六　（略）

9　法第四条第二項第三号に掲げる普通肥料（第二号において「特殊肥料等入り指定混合肥料」という。）について法第十七条第一項又は第十八条第一項の規定により保証票に記載しなければならない主要な成分の含有量については、次に定めるところによらなければならない。ただし、農林水産大臣が別に定める場合にあつては、この限りでない。

一　原料として使用した普通肥料（法第四条第一項第三号に掲げる普通肥料を除く。）において保証された主成分は、主要な成分として全て記載するものとする。ただし、当該成分に加えて、当該普通肥料の公定規格で定める含有すべき主成分とされているものを主要な成分として記載することができる。

二　原料として使用した普通肥料（法第四条第一項第三号に掲げる普通肥料に限る。）及び特殊肥料において表示すべき主要な成分は全て記載するものとする。ただし、当該成分に加えて、当該特殊肥料等入り指定混合肥料が含有する次号の表の上欄に掲げる主要な成分を記載することができる。

三　第一号ただし書及び前号ただし書の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる主要な成分についてその含有量の数値がそれぞれ同表の中欄（家庭園芸用肥料にあつては、下欄）に掲げる量に満たない場合には、当該成分を記載してはならない。

主要な成分	百分比	
窒素、りん酸、加里	一	○・一

（新設）

三　第一号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる主成分についてその保証成分量の数値がそれぞれ同表の中欄（家庭園芸用肥料にあつては、下欄）に掲げる量に満たない場合には、当該主成分を保証してはならない。

主成分	百分比		
窒素、りん酸、加里	一	○・一	
有効苦土	一	○・○一	
アルカリ分、有効けい酸	一〇	一〇	
有効マンガン	○・一	○・○○一	
有効ほう素	○・○五	○・○○一	

四　（略）

（新設）